

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助沖縄・先島間マイクロウェーブ施設譲与に関する覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43574

井田説とに關する法律

第五十八回通常国会

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における
極超短波回線による電気通信に必要な電気通
信設備の譲与に関する法律 関係資料

総
理
府

目次

目次

一	沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案要綱……………	1
二	沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案……………	2
三	沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(案)提案理由……………	3
四	沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案解説……………	4
五	沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案関連法規抜萃……………	11
六	沖繩群島電話回線図……………	
七	宮古群島電話回線図……………	
八	八重山群島電話回線図……………	

一 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律概要綱

政府は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対して、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備を譲与することができることとする。

二 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律 （案） 昭和四十三年五月十八日法律第七十号

政府は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対して、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度の一般会計予算に基づきこれらの地域に設置するものを譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三、 理 由

沖繩援助対策の一環として、政府は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、沖繩島、宮古島及び石垣島に設置するこれらの地域相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備を譲与することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律筆解説

(一) 特別立法を必要とする法的根拠

ア 法的根拠

政府が、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対して譲与することとしている沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間の電気通信設備は国の予算で購入し設置される国の物品である。

国の物品については、財政法第九条第一項の規定により、「法律に基づく場合を除く外は適正な対価なくしてこれを譲与してはならない」とされている。

国の物品の無償譲与に関する現行法としては、「物品の無償貸付及び譲与に関する法律」第三条の規定があるが、無償譲与できる場合については、譲与対象物件、譲与対象者、譲与可能な態様等が制限列举で規定されており、この法律の内容とする沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間の電気通信設備を沖繩の公衆電気通信業務を行なう機関に無償譲与することはこれらの規定に該当しない。従つて特別立法の必要がある。

要がある。

イ 立法例

(ア) 南大東島及び石垣島の高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭和三十五年四月一日法律第四十七号）

(イ) 沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律（昭和三十六年三月三十一日法律第四十五号）

(ウ) 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律（昭和四十二年七月六日法律第五十一号）

ロ 電気通信設備の内容及び工事費の概要

ア 電気通信設備内容

(ア) 二、〇〇〇メガヘルツ帯の電波を使用した対流圏散乱による見通外通信方式を採用して沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間に各々十二回線と附加回線十二回線計三十六回線の収容が可能な電気通信設備を設置する。（別函参照）

建設工程は昭和四十三年三月着工し、昭和四十四年三月にほぼ工事完了することとしている。

本回線の設備は左のとおりとする。

- (イ) 無線設備
- (1) 豊見城局
四重ダイパシテイ方式無線電話回線設備(六〇回線用) 一システム
 - (2) 平良局
四重ダイパシテイ方式無線電話回線設備(六〇回線用) 一システム
 - (3) 石垣局
二重ダイパシテイ方式無線電話回線設備(六〇回線用) 一システム
 - (4) 二重ダイパシテイ方式無線電話回線設備(六〇回線用) 一システム
使用する無線周波数
- 無線周波数については一九六七年六月十五日、米国民政府が琉球政府に許可した周波数を使用する。
- (ウ) 市外機械設備
- (1) 那覇報話局
短距離搬送方式設備 三システム
 - 搬送端局設備 三六回線

- (2) 豊見城局
短距離搬送方式設備 三システム
 - 超多重方式搬送端局設備 一式
 - (3) 宮古報話局
電信回線設備 二システム
 - (4) 平良局
超多重方式搬送端局設備 三六回線
 - (5) 石垣局
超多重方式搬送端局設備 三六回線
 - (6) 八重山報話局
電信回線設備 二システム
- (エ) 手動交換設備
- (1) 那覇報話局
市外交換台 一式

- (2) 宮古報話局
市外交換台 一式
- (3) 八重山報話局
市外交換台 一式
- (4) 電力設備

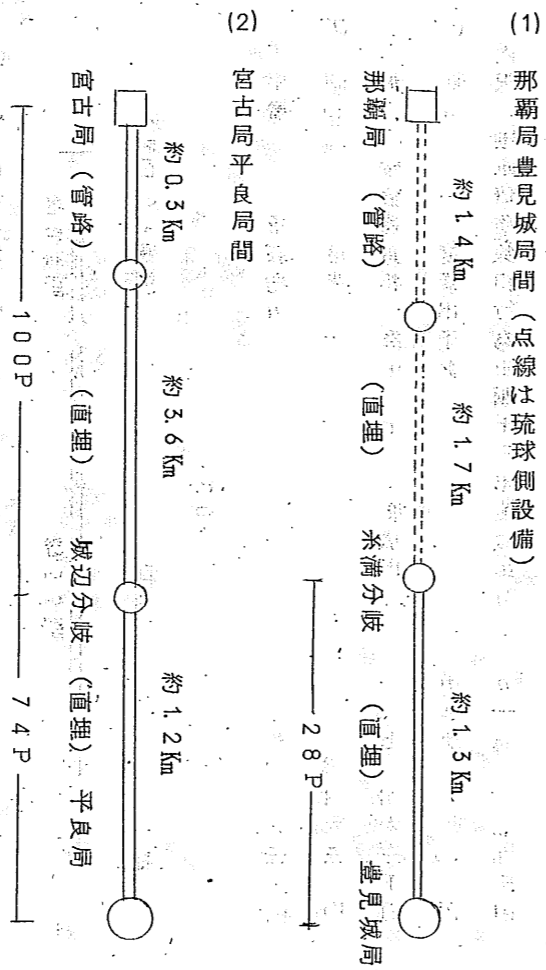
無線局については次のとおり設備を新設することとし、端局については既設々備を使用することとする。

- (1) 豊見城局
交流無停電々源設備 一式
- (2) 平良局
ジーゼル機関発電設備 一式
交流無停電々源設備 一式
- (3) 石垣局
ジーゼル機関発電設備 一式
交流無停電々源設備 一式

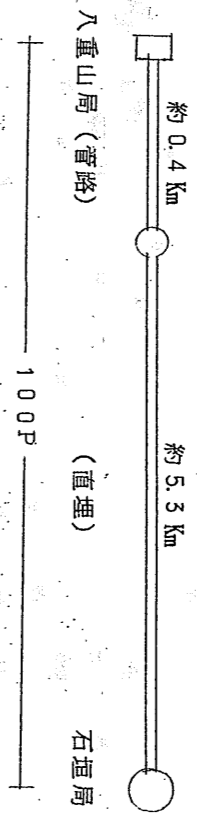
ジーゼル機関発電設備 一式

(カ) 線路設備

各区间設備は左記のとおりである。



(3) 八重山局石垣局間



イ 工事費 予算総額	
昭和四十二年度歳出予算	六七七、二九三千元
内訳 国庫債務負担行為中四十二年歳出分	一二七、四六三千元
(イ) 昭和四十三年度歳出予算	五四九、八三〇千元
内訳 国庫債務負担行為中四十三年歳出分	五一三、一二九千元
四十三年単年度歳出分	三六、七〇一千元

五 沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律等関連法規抜萃

財政法第九条第一項

国の財産は、法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し又は適正な対価なくしてこれを譲渡若しくは貸付けてはならない。

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第三条

物品を国以外のものに譲与又は時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一、国の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、その他これに準ずる物品を配布するとき。

二、公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち寄附の条件としてその用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

- 三、教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真、その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき。
- 四、予算に定める交際費又は報償費をもつて購入した物品を譲与するとき。
- 五、生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救しゆつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲渡するとき。
- 六、農林水産物の改良又は増殖を図るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき。
- 七、家畜の改良若しくは増殖を図るため家畜の無償貸付を受け若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者が主務大臣の定める条件に従い飼育管理したときその者に対し当該家畜を譲渡するとき。
- 八、家畜の無償貸付若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者に対しその果実を譲渡するとき。

公衆電気通信法第二条

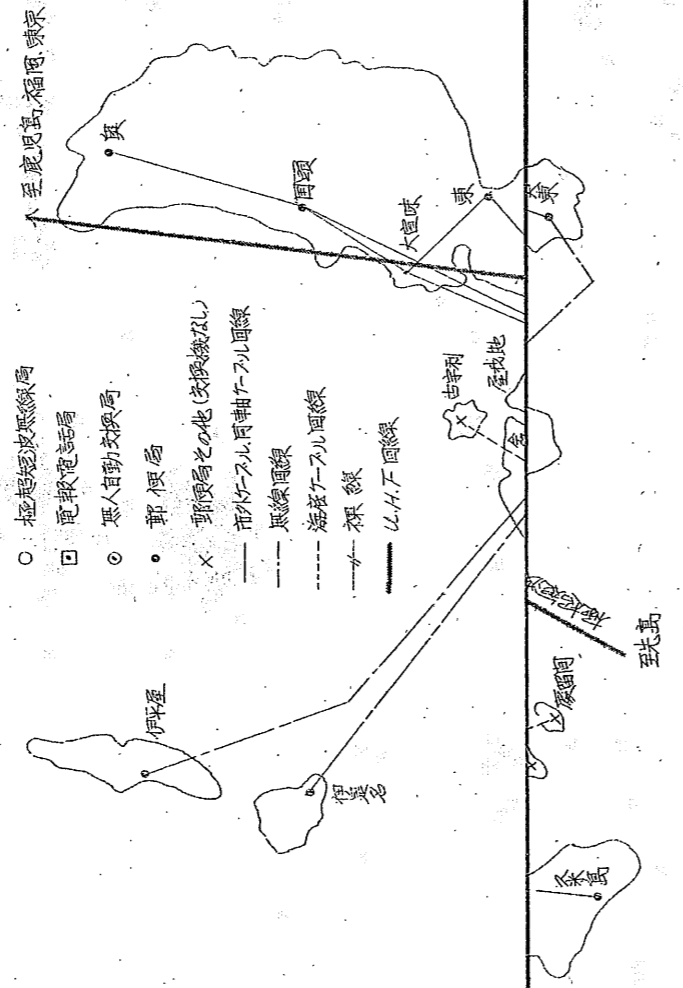
この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては左の定義に従うものとする。

- 一、電気通信、有線、無線その他の電磁的方式により符号、音響又は影像を送り伝え又は受けること。
- 二、電気通信設備、電気通信を行なうための機材、器具、線路その他の電氣的設備。
- 三、公衆電気通信役務、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
- 四、公衆電気通信設備、もっぱら公衆電気通信役務を提供するための電気通信設備。
- 五、公衆電気通信業務、公衆電気通信役務を提供する業務。

琉球電信電話公社法第三条

公社は、公衆電気通信業務及び国際電気通信業務を行なう。

- 2 公社は、前項のほか次の事項を含む電気通信に附帯する業務その他第一条の目的を達成するために必要な業務を行なう。



- 極超短波無線局
- 電報電話局
- ◎ 無人自動交換局
- 郵便局
- × 郵便局その他(交換機なし)
- 市外ケーブル回線
- - 無線回線
- - - 海峽ケーブル回線
- 積線
- UHF回線

- 一、電気通信施設及び装置の建設及び保存
- 二、電気通信業務に従事する者の養成及び現業研修

八重山群島電話回線図

